

令和7年度万博を契機とした奥大和への周遊型観光促進事業 実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、令和7年度万博を契機とした奥大和への周遊型観光促進事業実施業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度万博を契機とした奥大和への周遊型観光促進事業実施業務

(2) 目的

2025年大阪・関西万博を見据え、欧米豪の訪日外国人旅行者をターゲットとし、「令和6年度万博を契機とした奥大和への周遊型観光促進事業実施業務」において、欧米豪富裕層をターゲットに造成した奥大和固有の地域資源を活かした体験型観光コンテンツ（下記〈令和6年度に造成した体験型観光コンテンツ〉を参照）を効果的に発信し、継続的な販売・誘客に結びつける。

(3) 業務内容

- ① B to B プロモーション
 - ・セールスプロモーションの実施
 - ・FAMトリップの実施
 - ② B to C プロモーション
 - ・SNS等を活用したプロモーションの実施
 - ③ 効果検証業務
 - ④ 業務実施報告書の作成
- ※ 詳細は別紙「令和7年度万博を契機とした奥大和への周遊型観光促進事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」）に記載。

(4) 委託料上限額

委託料は下記金額を限度とする。

金7,804,500円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であ

ること。

- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (5) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目Q5①広告・イベント業務またはQ7諸サービス④旅行業で登録されている者（参加表明書提出締切時点において、当該登録が認められている者）であること。
- (7) 役員等（法人にあたっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあたってはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9)及び(10)に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 同種業務を公告日から過去5年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※ 同種業務とは、インバウンド誘客を目的とした観光プロモーション実施業務をいう。

4. 日程

| | |
|--------------|----------------------|
| 令和7年3月26日（水） | 公告 |
| 令和7年4月9日（水） | 参加表明書等提出締切 |
| 令和7年4月11日（金） | 質問書締切 |
| 令和7年4月17日（木） | 企画提案書等提出締切 |
| 令和7年4月23日（水） | 選定審査会開催（プレゼンテーション実施） |
| 令和7年4月24日（木） | 委託事業者決定 |

5. 手続き等

(1) 担当課

奈良県総務部知事公室奥大和地域活力推進課
〒634-0003 奈良県橿原市常盤町 605-5
TEL : 0744-48-3016

FAX : 0744-48-3135

(2) 実施要領、仕様書及び様式の交付期間、交付場所等

① 交付期間

令和7年3月26日(水)から4月9日(水)午後3時まで

② 交付場所

5の(1)の担当課にて配布又は「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」ホームページにて公開する。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日を除く。

※ 郵送による配布は行わない。

※ 本件にかかる説明会は実施しない。

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び提出方法

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

① 提出期限

令和7年4月9日(水)午後3時まで 【必着】

② 提出先

担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

④ 提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 参加意向申出書（様式1）・ 会社概要及び類似事業受注実績（様式2） |
|--|

※ 提出期限までに参加申込み者が2者に満たない場合は、募集内容等を見直したうえで再度公告を行うこととする。

(4) 質問及び回答

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

① 受付期限

令和7年4月11日(金)午後3時まで 【必着】

② 質問方法

質問書（様式3）により担当課あてにFAXにて提出すること。送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

③ 質問に対する回答

参加意向申出書の提出があった事業者から受理した質問内容については、「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」のホームページに順次公表する。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書の提出については次のとおりとする。

① 提出期限

令和7年4月17日（木）午後5時まで 【必着】

② 提出先

担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

④ 提出書類

次に掲げる書類を A4 片面で提出し、2)の企画提案書については 30 頁を限度とすること。なお、副本 9 部については提案者を判読できるような記載を削除すること。

1) 企画提案書表紙（様式 4） 【原本 1 部】

2) 企画提案書（様式任意） 【原本 1 部 副本 9 部】

下記内容を必ず盛り込むこと。

i. 業務実施方針

- ・ 業務の実施方針および企画のポイントを記載すること。

ii. スケジュール

- ・ 業務完了までの具体的なスケジュール及び業務内容を記載すること。

iii. 実施体制

- ・ 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる実施体制について提案すること。

iv. B to B 向けプロモーションの実施

- ・ セールスプロモーションや F A M トリップの実施後、国内ランドオペレーターや富裕層向けホテルとの間にコンテンツの販売チャネルを確保し、継続的な送客に結びつけるための具体的なプロモーション手法を提案すること。
- ・ セールスプロモーションでの訪問、または、F A M トリップでの招請を想定する国内ランドオペレーター及び富裕層向けホテルを記載し、その選定について、継続的な送客につながる理由を含めて明示すること。
- ・ 提案する手法が効果的な理由、他社にはない優位性・独自性があることを明示すること。

v. B to C 向けプロモーションの実施

- ・ インフルエンサーによる SNS 等での情報発信後、ターゲット層をコンテンツの予約に継続的に誘導するための具体的なプロモーション手法を提案すること。
- ・ 招請を想定するインフルエンサー等の影響力や効果を含めて選定理由

を明示すること。

- ・ 提案する手法が効果的な理由、他社にはない優位性・独自性があることを明示すること。

vi. 効果検証業務

- ・ 本事業成果の指標となる K P I 値を、算出の根拠、効果検証を行う際の測定方法とあわせて提案すること。
- ・ K P I 値は「認知度向上」と「誘客促進」に分けて設定すること。
- ・ 提案する K P I 値が本業務の成果指標として妥当である理由を明示すること。

3) 実務実施体制（様式 5） 【原本 1 部 副本 9 部】

4) 見積書（任意様式） 【原本 1 部 副本 9 部】

- ・ 宛先は「奈良県知事」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

(6) 辞退届の提出

参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、**令和 7 年 4 月 1 7 日（木）午後 3 時**までに辞退届（任意様式）を持参、郵送又は FAX により提出すること。

6. 委託事業者の選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、県が設置する審査委員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

※ 提案者が 2 者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。但し、全ての審査項目について各審査員による合計点が、6 割以上であることを契約相手方特定の条件とする。

※ 参加者が 6 者以上となった場合には、担当課が本実施要項で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評された 5 者により、選考委員会において企画提案書等プレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、上位 5 者に入らなかった者に対しては事前に通知する。

① 審査予定日：**令和 7 年 4 月 2 3 日（水）（予定）**

② 場 所：奈良県橿原総合庁舎

③ 時 間：1 提案者あたりの説明時間は 30 分を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション（20分）、質疑応答（10分）

- ④ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務に従事する実務担当者とする。

(2) 審査内容

提出された企画提案書等について、次の観点から総合評価を行い、事業者を選定する。

| 審査項目、審査観点及び配点 | | | |
|--------------------|--------------|--|----|
| 審査項目 | 審査観点 | 配点 | |
| 提案のあった業務内容が優れていること | の理解度 業務内容 | 本業務の趣旨や目的を十分に理解しているか。 | 5 |
| | 企画提案内容 | <B to B プロモーションの実施> コンテンツの販売チャネルを確保するための具体的・効果的な手法が示され、継続的な販売に結びつく提案がなされているか。 訪問または招請する国内ランドオペレーター及び富裕層向けホテルの選定理由が具体的に明示されているか。 提案者の優位性、独自性が認められる提案がなされているか。 | 30 |
| | | <B to C プロモーションの実施> コンテンツの予約に誘導できる具体的・効果的な手法が示され、継続的な販売に結びつく提案がなされているか。 招請するインフルエンサーの選定理由が具体的に明示されているか。 提案者の優位性、独自性が認められる提案がなされているか。 | 30 |
| | | <効果検証業務> 事業成果の指標とするK P I 値が具体的に提案され、それらは妥当性・実現性があるか。 | 10 |
| 業務遂行能力 | 体制等 実施 | 提案内容を確実に履行できる執行体制となっているか。 本業務のスケジュールは適切か。 | 5 |
| | 業務実績 | 提案内容を確実に実行できる十分な実績があるか。 過去に実施した同種業務の内容及びその業務における成果。 | 10 |
| 経費 | 妥当性の 経費の | 提案内容に応じて妥当な見積りの積算であり、コスト削減が考慮されているか。 | 10 |
| 合計 | | 100 | |

(3) 審査結果

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。個別の審査結果についての公表は行わない。

(4) 事業者との契約

- ① 選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結し

た後、速やかに業務に着手すること。

- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ⑤ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7. その他

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

- (3) プロポーザル参加者が企画提案書等の作成や提出に要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (4) 本公募型プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (5) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (6) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。